



# 全日三重

Vol-323  
2019.4.12

公益社団法人 全日本不動産協会三重県本部  
〒510-0087 四日市市西新地 10-16

TEL059-351-1822 FAX 059-351-1833  
<http://mie.zennichi.or.jp/>

## 土砂災害特別警戒区域等の指定について

三重県県土整備部

今般、下記の市町において、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づく土砂災害特別警戒区域等が下記のとおり指定されましたので、重要事項説明等においてご留意願います。

指定地区：①名張市青蓮寺 外 ②鳥羽市船津町 外 ③伊賀市治田 外

指定年月日：平成31年3月26日

告示番号：三重県告示 ①第187号、190号 ②第188号、191号 ③第189号、192号

◆県公報：<http://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000827488.pdf>

◆指定区域図など：[http://www.pref.mie.lg.jp/HOZEN/HP/06770006284\\_00003.htm](http://www.pref.mie.lg.jp/HOZEN/HP/06770006284_00003.htm)

## 四日市市の市街化調整区域内における規制緩和の改正について

四日市市都市整備部

平成31年4月1日、「四日市市開発許可等に関する条例」が改正され、市街化調整区域内における規制緩和の対象区域が変更になりました。

1. 20年以上にわたり生活の本拠を有する方の直系2親等以内の親族が居住実績に関わらず一戸建て専用住宅の建築が可能な対象地域

下野、八郷、楠の各地区 ⇒ 四日市市内の全ての地区

2. 新たに定住を望む方が一戸建て専用住宅の建築が可能な対象地域

四郷、桜、県、神前、小山田、水沢の各地区 ⇒ 県、神前、小山田、水沢、保々の各地区

※対象となる地域内であっても既存集落と離れている（周りに建築物がない）場所は対象外となる場合があります。申請の前に許可が可能かどうか、必ず開発審査課に相談してください。

○四日市市都市整備部開発審査課（四日市市諏訪町1-5）

Tel：059-354-8196 Fax：059-354-8404 E-mail：kaihatsushinsa@city.yokkaichi.mie.jp

## 全日不動産相談センターのご案内

★経験豊富な相談員が電話による不動産実務相談に応じます！

➤ 相談日時 毎週 月曜・木曜 10:00～12:00 13:00～16:00  
火曜・水曜・金曜 13:00～16:00

※祝祭日・年末年始・お盆期間・GWを除く

➤ 電話番号 03-5338-0370

➤ 相談内容 不動産取引に関する実務相談

★はじめに氏名・会社名・連絡先をお伺いします。

★回答は担当者の私見を参考意見として述べるものです。回答に従うか否かは、相談者の責任においてお決めください。協会及び担当者は、その結果に責任を負いかねます。

注) 下記の利用上のご注意を守ってご利用ください。

- ・ FAX・メール・面談による質問は受け付けません。 ・ 書類(契約書等)の作成及び全文点検は行いません。
- ・ 弁護士・税理士・建築士等の斡旋は行いません。 ・ 一案件でのご相談は原則1回です。
- ・ 裁判所の訴訟、調停その他の手続きが係争中の事案はお受けできません。
- ・ 保証協会が取扱うことを相当とする苦情はお受けできません。
- ・ 企業内の事件(雇用関係等)、営業上の相談はお受けできません。 ・ 長時間の相談には応じかねます。



## 新入会員のご紹介

入会日	免許番号	商号	代表者	所在地	TEL
31.3.22	(1)3549	(株)ナチュラル・ライフ・デザイン	南 真琴	松阪市大黒田町 563 番地 3	0598-21-8055
31.3.28	(1)3553	寺本工業(株)	寺本 宗義	桑名市福江町 77 番地	0594-22-5233

「全日三重」は当県本部HPにも掲載しておりますのでご覧ください。